

平成25年度 第2回 新潟市水道局入札等評価委員会 概要

開催日及び場所	平成25年12月6日（金）水道局水道技術研修センター2階研修室	
内 容	(1) 平成24年度下半期（10月～3月）、および平成25年度上半期（4月～9月）における発注工事状況等の報告 (2) 指名停止措置について (3) 抽出された工事案件について	
委 員 (委員数 5名) (出席数 5名)	委員長 中川 兼人（新潟大学大学院准教授） 委 員 池田 文美（公認会計士） 委 員 榎並 みほ 委 員 西條 和佳子（市民団体等） 委 員 柳 則行（弁護士）	（出席） （出席） （出席） （出席） （出席） ※委員長を除き五十音順
評価対象期間	平成24年10月1日 ～ 平成25年9月30日	
抽 出 案 件	10件（対象工事総件数398件）	
制限付 一般競争入札	4件	① 秋他24第28号 配水管布設工事 ② 債管経幹24第101号 基幹管路整備工事 ③ 工重25第3号 配水管布設工事 ④ 水営25第1号 水質管理センター外壁及び玄関タイル補修工事
指名競争入札	4件	⑤ 浄巻営24第8号 仮置ストックヤード設置工事 ⑥ 浄戸施24第10号 6・7号ろ過池逆洗弁更新工事 ⑦ 維改25第303号 配水管布設工事 ⑧ 秋他25第16号 配水管布設工事
随意契約	2件	⑨ 浄阿施24第8号 ガス設備工事 ⑩ 浄信営25第6号 3号配水ポンプ点検修理工事

質問・意見	回 答
<p><b>&lt;制限付き一般競争入札について&gt;</b></p> <p>◆予定価格の事前公表と事後公表の違いについて</p> <p>①事前公表と事後公表をどのように区別しているのか。</p> <p>②事前公表で行っても辞退や棄権が多いようだが、補修工事は人気がないのか。</p> <p>◆総合評価の技術評価点の評価基準について</p> <p>①「課題の理解度」や「課題解決に対する意欲」などという評価は、誰がどのように行っているのか。</p> <p>②技術評価点の点差がつくポイントは何か。</p> <p>③相対評価をしている評価項目は他にあるのか。</p> <p>◆総合評価の価格評価点について</p> <p>①一番低い入札価格の企業が「満点」ではないのか。入札価格が高い方の企業に「満点」がついている事例がある（→抽出案件③）</p> <p>②入札公告で「最低制限価格は設けない」としながら、最低制限価格と同じ基準数値の入札価格を入れた企業が満点というのは分かりにくい。</p> <p>③最低制限価格と同様の入札金額より下回っ</p>	<p>①土木一式、舗装、造園については、原則全て事後公表。但し、一般的に積算しにくい工種は事前公表で行うことがある。 建築一式工事は全体の約80%を事後公表で行う。</p> <p>②企業側が積算したときに、手間がかかる割に利益が出ないため辞退するものと推察される。</p> <p>①技術評価委員会を設けている。その中に技術部門の補佐級のメンバーが委員となっている専門部会があるが、ここから抽出された3人が評価基準に基づいて採点を行っている。</p> <p>②工事成績では差が出にくい。差がつくのは「簡易な施工計画」の部分。 絶対評価では差がつきにくいいため、差をつけるために相対評価で行っており、上位2割を4.5点、下位2割を0点としている。</p> <p>③「簡易な施工計画」のみである。</p> <p>①総合評価の案件についても、最低制限価格と同様に計算した「基準数値」を設けており、その数値を下回ると減点となる。一番低い価格で入札をした者が満点となるわけではない。</p> <p>②総合評価方式については、入札調書の備考欄に最低制限価格と同様に計算した数値を記載している。</p> <p>③価格競争では無効となるが、総合評価方式の</p>

<p>た者でも「無効」とはならないのか。</p> <p>④低い価格で入札をした者の方がやる気があるように感じるが。</p> <p>◆総合評価の採点について、採点を検証する制度や第三者機関はあるのか。技術評価点は総合評価の肝となる重要な部分であるので透明化すべき。</p> <p>技術評価点の低い業者が落札した場合、工事の質は大丈夫なのか。「簡易な施工計画」での評価基準で「特に優れた効果がある」という採点を受けた業者と「ほとんど効果がない」という採点を受けた業者ではどれほどの違いが出るのか。評価基準の記載の仕方の検討を望む。</p> <p>◆積算疑義申立対象案件について、抽出案件④だけ対象ではないようだが、区別はどのように行っているのか。積算疑義申立とはどのようなことか。</p>	<p>場合は無効とならない。 ただし、基準数値を下回った場合の減点率が大きい仕組みになっている。</p> <p>④度を過ぎた低価格の入札では安全性が担保されない恐れがあるため、最低制限価格を設けている。今後最低制限価格についても研究しながら対応していきたい。</p> <p>○補佐級職員で構成する技術部門で採点した内容を課長級職員で構成する技術評価委員会で確認するとともに、外部の3名で構成されるアドバイザーに諮っている。</p> <p>○土木一式、舗装、造園の3工種を積算疑義申立対象案件としているが、不明確な部分があるので後ほど回答する。 開札後、結果を公表する前に「積算に対する疑義申立期間」を設定し、申立があった場合は、局で改めて精査し、誤りがないか確認する。</p>
<p><b>&lt;指名競争入札について&gt;</b></p> <p>◆抽出案件⑤</p> <p>①入札金額が、予定価格に近いものが3者、最低制限価格に近いものが8者できれいに分かれている。どのようなことが推測されるか。 工事内容としてはそれほど難しくないのか。簡単な工事だから積算も簡単なのか。</p> <p>②事前公表であるので、高い入札金額の業者は落札する気がないのではないか。</p>	<p>①技術的にはそれほど難しくない工事。以前にも同様の工事があったため、金額の推定ができたのではないかと推測している。指名競争入札については、取る気がない業者は高めの入札をする傾向にある。</p> <p>②そのように推察する。指名されたからには辞退は避けたいという気持ちもあるのではないかと。</p>

**<随意契約について>**

◆随意契約の原契約について

①随意契約の工事は原契約を行った企業しかできないという工事が多いが、その原契約の状況が分かる情報がない。それがないと単なる追認しかできないので、資料を工夫してほしい。

②最初から随意契約というのではないのか。

③自治体の予算として、1年単位でやらなければならないというはあるのか。20年分を契約するというのは特別なやり方でなければならないのか。

①今は抽出案件についての原契約の情報の準備がないが、今後は原契約の情報も提示して対応したい。

②初めは入札で行っている。

③予算は単年度での執行だが、債務負担行為という例外規定があり、そういう規定を設けて議会の承認をもらえば可能である。ただし、水道事業は地方自治体が運営しているから安心という議論もあるため、どこまでを民間に任せられるかということを検討していく必要がある。